



## 自転車の交通ルール 違反すると反則金が

- 車道通行及び道路の左側通行 --- 違反すると反則金(6,000円)
- 自転車で歩道を通行できる時でも、歩行者の通行の妨げになるときは、  
一時停止又は徐行する --- 違反すると反則金(3,000円)
- 自転車は、並進してはいけません --- 違反する反則金(3,000円)
- 車道では「車両用信号」を横断歩道では「歩行者用信号」に従います  
--- 違反すると反則金(6,000円)
- 酒酔い運転の場合 --- 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転の場合 --- 3年以下の禁固刑又は50万円以下の罰金
- 携帯電話・スマートフォン等を使って、通話したり、画像を注視したとき  
--- 違反すると反則金(1万2,000円)  
・事故を起こしたり、歩行者の通行を妨害したりしたとき  
--- 1年以下の禁固刑又は30万円以下の罰金
- 傘さし運転や、イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転  
--- 違反すると反則金(5,000円)



自転車もルールを守って、乗りましょう！

三原警察署管内特殊詐欺等被害状況

情報提供 三原警察署生活安全課  
(電話 0848-67-0110)

特殊詐欺分類	令和8年1月		令和7年1月	
	件数	被害額(千円)	件数	被害額(千円)
オレオレ	0	0	0	0
預貯金	0	0	0	0
架空料金請求	0	0	1	300
還付金	0	0	0	0
融資保証金	0	0	0	0
金融商品	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	0	0
交際あっせん	0	0	0	0
その他特殊	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0	0	0
計	0	0	1	300

SNS型詐欺	令和8年1月		令和7年1月	
	件数	被害額(千円)	件数	被害額(千円)
投資詐欺	0	0	0	0
ロマンス(投資)	0	0	0	0
ロマンス(ロマンス等)	0	0	0	0
SNS型詐欺計	0	0	0	0

緊急の時は  
すぐに110番へ  
連絡を！



ツーロックで施錠

◇ 定例地域安全活動 ◇

- ・青色防犯<夜間>パトロール → 4月1日 19:00～ 本郷(船木・北方) ※
- ・特殊詐欺被害防止活動 → 4月14日 17:30～ フジグラン三原
- ・青色防犯<夜間>パトロール → 4月15日 19:00～ 本郷(本郷・南方) ※
- ・街宣広報 → 4月20日 14:00～ 大和町内 ※

三原市防犯連合会では、地域の皆様と共に「だれもが安全・安心を実感できる三原市の実現」をめざし、各種防犯事業を展開しております。これら事業趣旨にご賛同を賜わり、防犯連合会へのご加入をお願い申し上げます。会費は、1世帯あたり年間100円です。広報活動や地域安全活動等の費用に活用させていただいております。